

決 定 要 旨

被 審 人（住 所）東京都港区虎ノ門四丁目１番４０号

（名 称）ピクセルカンパニーズ株式会社

（法人番号 4010001026485）

上記被審人に対する令和６年度（判）第２９号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第１８５条の６の規定により審判長審判官日浅さやか、審判官城處琢也、同横井真由美から提出された決定案に基づき、法第１８５条の７第１項の規定により、下記のとおり決定する。

記

１ 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

(1) 納付すべき課徴金の額 金６億２９８４万円

(2) 課徴金の納付期限 令和７年６月２５日

２ 事実及び理由

課徴金に係る法第１７８条第１項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第１回の審判の期日前に、課徴金に係る法第１７８条第１項第２号及び第４号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和７年４月２４日

金 融 庁 長 官 井 藤 英 樹

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、東京都港区虎ノ門四丁目1番40号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場されている会社である。

被審人の連結子会社は、実態のない前渡金の計上による損失の不計上という不適正な会計処理を行った。

また、被審人は、被審人又は被審人の連結子会社と被審人の役員等との取引を「関連当事者との取引」（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の4の2第1項）として、連結財務諸表への注記を行わなかった。

さらに、被審人は、被審人の役員個人の借入に対する連帯保証を「偶発債務（債務保証）」（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第39条の2）として、連結財務諸表への注記を行わなかった。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、

第1

下表1のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、

表1

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	令和3年3月31日	第35期（令和2年1月1日～同年12月31日）に係る有価証券報告書	令和2年1月1日～同年12月31日の連結会計年度	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が ▲1,192,454千円であるところを ▲942,454千円と記載	前渡金の計上による損失の不計上

（注）金額は千円未満切捨てである。

第2

下表2のとおり、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書を提出し、

表 2

番号	継続開示書類		記載すべき重要な事項
	提出日	書類	内容
2	令和 2 年 3 月 27 日	第 34 期（平成 31 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日）に係る有価証券報告書	第一部【企業情報】第 5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】において、被審人又は被審人の連結子会社と被審人の役員との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。 第一部【企業情報】第 5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】（連結貸借対照表関係）において、被審人の「偶発債務」があるにもかかわらず、その内容及び金額を記載しなかった。
3	令和 3 年 3 月 31 日	第 35 期（令和 2 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日）に係る有価証券報告書	第一部【企業情報】第 5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】において、被審人の連結子会社と被審人の役員等との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。
4	令和 4 年 3 月 31 日	第 36 期（令和 3 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日）に係る有価証券報告書	第一部【企業情報】第 5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】において、被審人の連結子会社と被審人の役員等との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。
5	令和 5 年 3 月 31 日	第 37 期（令和 4 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日）に係る有価証券報告書	第一部【企業情報】第 5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】において、被審人の連結子会社と被審人の役員等との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。
6	令和 6 年 3 月 29 日	第 38 期（令和 5 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日）に係る有価証券報告書	第一部【企業情報】第 5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】において、被審人の連結子会社と被審人の役員等との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。

第3

下表3及び下表4のとおり、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、

令和2年8月19日、2,100,000株の株式及び139,000個の新株予約権証券を2,750,858,000円（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、

令和3年8月6日、129,680個の新株予約権証券を1,197,983,840円（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、

令和5年2月27日、13,960,000株の株式及び335,400個の新株予約権証券を2,063,294,800円（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、

令和6年5月13日、5,560,000株の株式及び240,800個の新株予約権証券を4,112,649,600円（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させたものである。

表3

番号	発行開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容	主な事由
7	令和3年 7月21日	有価証券届出書 （新株予約権証券の募集）		「第四部 組込情報」	番号1に掲げる第35期に係る有価証券報告書を組込み	番号1参照

表4

番号	発行開示書類		記載すべき重要な事項			
	提出日	書類	内容			
8	令和2年 7月30日	有価証券届出書 （株式及び新株予約権証券の募集）		「第四部 組込情報」	番号2に掲げる第34期に係る有価証券報告書を組込み	番号2参照
9	令和3年 7月21日	有価証券届出書 （新株予約権証券の募集）		「第四部 組込情報」	番号3に掲げる第35期に係る有価証券報告書を組込み	番号3参照

10	令和5年 2月8日	有価証券届出書 (株式及び新株 予約権証券の募 集)	第二部【企業情報】第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】において、被審人の連結子会社と被審人の役員等との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。
11	令和6年 4月19日	有価証券届出書 (株式及び新株 予約権証券の募 集)	第二部【企業情報】第5【経理の状況】1【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】【関連当事者情報】において、被審人の連結子会社と被審人の役員との重要な取引を「関連当事者との取引」として記載しなかった。

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1並びに表2の番号2、同3及び同4の各事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、第185条の7第15項

表2の番号5及び同6の各事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項

表3の番号7並びに表4の番号8及び同9の各事実につき

法第172条の2第1項第1号及び第3項、第5条第1項及び第3項、
第176条第2項、第185条の7第15項

表4の番号10の事実につき

法第172条の2第1項第1号及び第3項、第5条第1項、第176条第2項、
第185条の7第15項

表4の番号11の事実につき

法第172条の2第1項第1号及び第3項、第5条第1項、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1並びに表2の番号2、同3及び同4の各事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第34期事業年度(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)に係る有価証券報告書(以下「第34期有価証券報告書」という。)、第35期事業年度(令和2年1月1日から同年12

月 31 日まで) に係る有価証券報告書 (以下「第 35 期有価証券報告書」という。)
及び第 36 期事業年度 (令和 3 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで) に係る有価
証券報告書 (以下「第 36 期有価証券報告書」という。) について算出した額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6
を乗じて得た額

第 34 期有価証券報告書	293, 014 円
第 35 期有価証券報告書	251, 958 円
第 36 期有価証券報告書	188, 430 円

が、いずれも

- ② 6, 000, 000 円

を超えないことから、それぞれ

6, 000, 000 円

となる。

ここで、被審人が、各有価証券報告書を提出した日から遡り 5 年以内に、令和
5 年法律第 79 号による改正前の金融商品取引法 (以下「旧金融商品取引法」
という。) 第 172 条の 4 第 2 項の規定による課徴金を国庫に納付することを命
ずる旨の決定を受けたことがあることから、令和 5 年法律第 79 号附則第 2 条第
7 項の規定により同決定が法第 185 条の 15 第 1 項に規定する課徴金納付命
令とみなされることにより適用される法第 185 条の 7 第 15 項の規定により、
それぞれ 6, 000, 000 円の 1.5 倍に相当する額である

9, 000, 000 円

となる。

表 2 の番号 5 及び同 6 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項の規定により、被審人の第 37 期事業年度 (令和 4 年
1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで) に係る有価証券報告書 (以下「第 37 期有価
証券報告書」という。) 及び第 38 期事業年度 (令和 5 年 1 月 1 日から同年 12 月
31 日まで) に係る有価証券報告書 (以下「第 38 期有価証券報告書」という。) について算出した額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6
を乗じて得た額

第 37 期有価証券報告書	76, 671 円
第 38 期有価証券報告書	61, 898 円

が、いずれも

- ② 6, 000, 000 円

を超えないことから、それぞれ

6,000,000 円
となる。

表 3 の番号 7 及び表 4 の番号 9 の各事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、被審人の令和 3 年 7 月 21 日提出の有価証券届出書（新株予約権証券の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた新株予約権証券の発行価額の総額（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）

1,197,983,840 円の 100 分の 4.5 に相当する額である

53,909,272 円

に、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、

53,900,000 円

となる。

ここで、被審人が、当該有価証券届出書を提出した日から遡り 5 年以内に、旧金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定による課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定を受けたことがあることから、令和 5 年法律第 79 号附則第 2 条第 7 項の規定により同決定が法第 185 条の 15 第 1 項に規定する課徴金納付命令とみなされることにより適用される法第 185 条の 7 第 15 項の規定により、53,900,000 円の 1.5 倍に相当する額である

80,850,000 円

となる。

表 4 の番号 8 の事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、被審人の令和 2 年 7 月 30 日提出の有価証券届出書（株式及び新株予約権証券の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株式及び新株予約権証券の発行価額の総額（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）

2,750,858,000 円の 100 分の 4.5 に相当する額である

123,788,610 円

に、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、

123,780,000 円

となる。

ここで、被審人が、当該有価証券届出書を提出した日から遡り 5 年以内に、旧金融商品取引法第 172 条の 4 第 2 項の規定による課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定を受けたことがあることから、令和 5 年法律第 79 号附則第 2 条第 7 項の規定により同決定が法第 185 条の 15 第 1 項に規定する課徴金

納付命令とみなされることにより適用される法第185条の7第15項の規定により、123,780,000 円の1.5 倍に相当する額である

185,670,000 円

となる。

表4の番号10の事実につき

法第172条の2第1項第1号の規定により、被審人の令和5年2月8日提出の有価証券届出書（株式及び新株予約権証券の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株式及び新株予約権証券の発行価額の総額（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）2,063,294,800 円の100 分の4.5 に相当する額である

92,848,266 円

に、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、

92,840,000 円

となる。

ここで、被審人が、当該有価証券届出書を提出した日から遡り5年以内に、旧金融商品取引法第172条の4第2項の規定による課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定を受けたことがあることから、令和5年法律第79号附則第2条第7項の規定により同決定が法第185条の15第1項に規定する課徴金納付命令とみなされることにより適用される法第185条の7第15項の規定により、92,840,000 円の1.5 倍に相当する額である

139,260,000 円

となる。

表4の番号11の事実につき

法第172条の2第1項第1号の規定により、被審人の令和6年4月19日提出の有価証券届出書（株式及び新株予約権証券の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株式及び新株予約権証券の発行価額の総額（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）4,112,649,600 円の100 分の4.5 に相当する額である

185,069,232 円

に、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、

185,060,000 円

となる。